

山梨県公報

号外第十一号

一八三、五〇八

平成二十四年
三月十六日

山梨県選挙管理委員会告示第八号
地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十四年三月十六日

条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権
を有する者の一定数
職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数
県議会の議員の解職の請求をすることはできる選挙権を有する者の一定数
一

選挙区名
西八代郡
南巨摩郡
中巨摩郡
南都留郡
甲府市
富士吉田市
都留市・西桂町
山梨市
大月市
韮崎市
南アルプス市
北杜市
甲斐市
笛吹市
上野原市・北都留郡
甲州市
中央市

三分の一の数
四、八七五
一一、七八〇
四、五七六
一二、三七一
五一、五八四
一三、九〇五
一九、八二九
一〇、二九八
二九八
九六三
八、九六三
四一
二五〇
一九、七七五
一九、四一六
一九、三二七
一九、七七八九
一九、九五九三
一九、九〇四七

敏

選挙管理委員会
目 次

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第六号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

平成二十四年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

山梨県選挙管理委員会告示第七号

地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六百六十二号)第八条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十四年三月十六日

山梨県選挙管理委員会

委員長 戸 栗 敏

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番